

国会が国会に陳情してから具体化し、現在法制局で検討しているが、担当局でも①原因の究明②危険海域の特定とこれに伴う漁業補償③この特別措置法要綱案は全条十六条からなり、原因究明のための「水俣病研究審議会」危険海域の調査や漁業補償のための「

二十六日の水俣病対策特別委で説明した。県ではさらに関係者の意見をきいて文案を練り、法制局に立法化の参考資料として提示する。

規定し、これを三本の柱としてほとんど対策を国の予算でまかなおうとしているのが特徴である。各条文の主な内容つぎの

特別委員では法案が臨時国会に提出されるのは確実だとしても、同

▽第一條 目的 水俣病の発生を

▽第二條 原因の究明ハ厚生大臣 主務大臣はこの指定に當つて水俣 鎮、その他主務大臣が必要と認め 政府は危険海域指定以前の漁民の の設備に関する費用は全額国庫負 担とする。

全額を国庫負担に

原因究明に二審議会

明するために水俣病研究審議会を
 意見をきかねばならぬ。
 定に違反して採捕、または養殖し
 り漁獲もしくは漁法の転換、また
 く。経費は国庫負担とする。

際く。同審議会の経費は全額国庫支出とする。
 △第四條 危険海域の浄化に政府は必要としたり販売してはならない。経費を補助しなければならない。
 △第十五條 (省略)
 △第十六條 罰則にこの法律に違

大臣は水俣中沿岸を中心とする不
費は全額国が負担する。

△第四條 漁獲海域の指定 主務
措置をとらねばならない。その経

△第六條 損失の補償 政府は危
険海域を漁場としている人で、漁
害者に必要な医療を給付する。水
た漁具、漁獲物を没収する。

△第九條 医療給付 厚生大臣は
反したものは刑罰を科する。ま

知火海のうち、そこに生息する魚

▽第五條 危険海域内での水産生業がで
きなくなった人にはその損
害の認定は同大臣が水俣病患者